報　酬　規　定

令和　４年４月１日改定

田中靖直税理士事務所

以下の報酬規定は、あくまで当事務所が目安とするもので、実際の金額等は、当事務所と顧問先との協議の上、個別に決定するものとします。

※ 新規開業者の方は、その見通しの推計金額を基にして、双方協議し決定します。

１．　月次税務顧問業務　（千円未満切捨）

（報酬計算）

（年間役員報酬×0.1＋所得金額×0.1）×２％

＊　役員報酬は役員及びその家族等（同族関係者）の年間合計額

＊　契約時における直近の決算報告書により判定

＊　所得金額がマイナスの場合は０として計算

＊　個人事業主の場合は青色申告特別控除前の所得金額

＊　上記算式による金額が 60,000 円を超える場合は応談

＊　上記算式による金額が 10,000 円以下の場合は 10,000 円として計算

税務顧問の内容

以下の業務を随時行います

① 月次試算表の作成
② 利益状況の説明
③ 所得税・法人税対策指導・相談
④ 役員報酬適正額の指導・相談
⑤ 源泉所得税指導・相談
⑥ 隣接税務指導・相談
⑦ 会計処理指導・相談
⑧ 資金繰り指導・相談
⑨ 適切な助成金指導
⑩ 消費税指導
⑪ 社会保険及び労働保険の指導・相談
⑫ 個人住民税の特別徴収関連指導

月次税務顧問料金算定例

役員報酬	所得金額	月次税務顧問報酬
1,000,000 円	1,000,000 円	**10,000 円**
3,000,000 円	3,000,000 円	**12,000 円**
5,000,000 円	5,000,000 円	**20,000 円**
7,000,000 円	7,000,000 円	**28,000 円**
10,000,000 円	15,000,000 円	**50,000 円**
15,000,000 円	15,000,000 円	**60,000 円**
20,000,000 円	30,000,000 円	**応談**

２．　パソコン入力サポート業務（当事務所は入力業務せず）

契約するに当たり、顧問先のパソコン入力状態等を調査し当事務所内でＡＢＣの評価を行います。

Ａ　当事務所に入力方法等の問い合わせ、及びチェックの必要性なし
０円

Ｂ　電話での科目問合せ等から入力データのチェック及び修正まで
3,000 ～ 8,000 円

Ｃ　定期的出張サポート（月に１日　半日の場合は２日程度）
8,000 ～16,000 円

＊　基本料金は、１店舗又は１事業部門までのもの

３．　月次記帳指導（入力代行）業務

契約するに当たり、顧問先の帳簿状態等を調査し当事務所内でＡＢＣＤの評価を行います。（現金出納帳等の用紙は当事務所で用意いたします）

３－１　帳簿形態及び基本料金

Ａ　入力業務　現金出納帳・預金出納帳・振替伝票あり
（当事務所は入力業務のみ）　5,000 円

Ｂ　入力業務　現金出納帳及び預金出納帳あり　8,000 円

Ｃ　入力業務　現金出納帳あり　10,000 円

Ｄ　原資資料より処理、その他著しく手間の要する場合　10,000～20,000 円

＊　基本料金は、１店舗又は１事業部門までのもの

＊　上記現金・預金出納帳とは、日付・金額・相手先・内容等、通常仕訳に必要とされる事項の記載のあるもの

３－２　付加料金

月 200 仕訳以上の場合、以下の表により算定します

付加料金算定表（契約時における直近の総勘定元帳等により判定）

月仕訳件数	付加料金	月仕訳件数	付加料金
200 仕訳まで	0 円	301～351 仕訳	3,000 円
201～250 仕訳	1,000 円	351～400 仕訳	4,000 円
251～300 仕訳	2,000 円	401～450 仕訳	5,000 円

以下 50 仕訳増すごとに 1,000 円

４．　個人確定申告業務

以下の算定シートにより報酬額を計算します

所得の種類	基本料金
不動産所得	50,000 円＋不動産収入の１％
事業所得	６．７．参照
給与所得	10,000 円
退職所得	15,000 円
山林所得	応談
譲渡所得	50,000 円＋譲渡収入の０．７％
一時所得	10,000 円
雑所得	15,000 円

租税特別措置法の特例を使う場合は別途 100,000～150,000

５．　法人決算申告業務

① 申告書作成基本料金

法人税申告書

県民税申告書（１県）

市民税申告書（１市）

勘定科目内訳書作成料

決算報告書作成料

減価償却明細表

事業概況書作成料

提出及び返却

以上セットで、「１．～３．業務算定額」の１０か月分

＊市県民税１ヶ所増すごと 10,000 円

② 消費税申告書（簡易）　30,000 円（事業区分を分ける必要があるときは、一区分増すごとに 20,000 円加算）

消費税申告書（一般）　「１．～３．業務算定額」の２か月分

６．　個人青色申告業務

① 申告書作成基本料金

所得税確定申告書

青色決算報告書作成料

減価償却明細表

提出及び返却

以上セットで、「１．～３．業務算定額」の１０か月分

② 消費税申告書（簡易）　25,000 円（事業区分を分ける必要があるときは、一区分増すごとに 15,000 円加算）

消費税申告書（一般）　「１．～３．業務算定額」の２か月分

７．　個人白色申告業務

報酬規定Ｂ参照

８．　年末調整業務

以下の算定シートにより報酬額を計算します

業務内容	数量	単価	金額
年末調整（源泉徴収作成者）	人	3,000 円	数量×単価
支払調書合計表	一式	10,000 円	単価
給与支払報告総括票	市町村	5,000 円	数量×単価
合計金額			

９．　償却資産税申告業務

償却資産の数量	金額
１～３０	10,000 円
３１～６０	15,000 円
６１～９０	20,000 円

以下３０増すごとに 5,000 円

１０．　相続税申告業務

「取得財産の価額×０．７％＋共同相続人加算額」により報酬額を計算します。
「共同相続人加算額」は、遺産総額により、次の金額に共同相続人の数を乗じた金額とします

（単位：円）

取得財産の価額	5,000 万円未満	5,000 万円以上	1 億円以上	2 億円以上	3 億円以上	4 億円以上	5 億円以上
	36,000	54,000	81,000	121,000	181,000	271,000	406,000

具体的計算例は以下の通りとなります

（単位：円）

取得財産の価額	税務代理報酬及び税務書類作成報酬	共同相続人（受遺者を含む）一人増すごとに	共同相続人（受遺者を含む）			
			一人	二人	三人	四人
5,000 万円	350,000	36,000	386,000	422,000	458,000	494,000
7,000 万円	490,000	54,000	544,000	598,000	652,000	706,000
1 億円	700,000	81,000	781,000	862,000	943,000	1,024,000
2 億円	1,400,000	121,000	1,521,000	1,642,000	1763,000	1,884,000
3 億円	2,100,000	181,000	2,281,000	2,462,000	2,643,000	2,824,000
4 億円	2,800,000	271,000	3,071,000	3,342,000	3,613,000	3,884,000
5 億円	3,500,000	406,000	3,906,000	4,312,000	4,718,000	5,124,000

＊ 財産の評価等の事務が著しく複雑なときは、上記算出金額の２０％相当額を限度として加算します。
＊ 遺産総額は相続税申告上の取得価額とします（債務控除前及び特例による減額前）。
＊ 生命保険および死亡退職金のみなし相続財産は、非課税枠を用いず計算します。

１１．　相続税対策シミュレーション業務

上記の算定シートの２０％にて、相続税のシミュレーションを行います。分割方法による税額の差異、相続税対策の提案が主な業務です。

１２．　税務調査立会業務

基本料金　　1 日につき　　30,000～60,000 円
修正申告作成料（県・市を含む）　　1 事業年度につき　30,000 円
＊ 修正申告作成料については、修正に至る経緯により判断しますので、場合によっては０円となります。

金額に消費税は含みません
その他上記以外のものは、業務内容により応談とします